

# 一般名処方 について（お知らせ）

当院では「一般名処方」を推進しています。

現在、一部の医薬品について供給が不安定な状況が続いています。

「一般名処方」は、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、患者さんに適切に薬物治療を提供することができます。

一般名処方、処方箋に

「一般名(有効成分)」+「剤形」+「含量」

で記載されています。

ご理解ご協力をお願いいたします。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。